

ケビンハウスとトレーラーハウス エアコン完備で快適に

船越家族旅行村のケビンハウスとトレーラーハウス全棟にエアコンを備え、季節を問わず快適に過ごせるようになりました。

▶利用時間 ▶チェックイン…午後2時以降▶チェックアウト…午前10時まで

▶利用定員 ▶ケビンハウス…1棟につき6人まで▶トレーラーハウス…1棟につき4人まで

▶利用料金 ▶ケビンハウス…4人まで10,800円、5人11,880円、6人12,960円▶トレーラーハウス…3人まで6,480円、4人7,560円

▶主な設備 ▶ケビンハウス…ガスコンロ、炊飯器、電子レンジ、冷蔵庫、食器類・調理器具一式、浴室、テレビ、エアコン、こたつ、ファンヒーター▶トレーラーハウス…テレビ、エアコン、ファンヒーター（トイレやシャワーは敷地内サニタリーハウスを利用）

※シャンプーや石けん、タオル、洗面用具は持参のこと。

▶申込受付時間 午前8時半～午後6時半

◆**申込先・問い合わせ** 船越家族旅行村管理棟（☎84-3755）へどうぞ。



トレーラーハウス

各地区で運動教室を開催

平成27年度の特定健診の結果、受診した人の中で運動習慣のない方が68・1%。運動不足は、肥満やメタボリックシンドロームを引き起こし、生活習慣病の原因となります。

町では、表の日程で運動教室を開催しますので、この機会に日常生活でできる運動を学びましょう。

▼内容 ▼講話：「運動の効果と日常生活

▼の中で身体活動を増やすコツ▼実技：自宅でできる簡単な運動（ストレッチ、筋力トレーニング等）、ウォーキング等、持ち物 上履き、飲み物、タオルなど

◆4月の運動教室開催日

開催日	時間	会場
15日(金)	午後1時半～3時	大浦漁村センター
19日(火)		豊間根生活改善センター
22日(金)		田の浜コミュニティセンター
24日(日)		保健センター

◆平成28年度の固定資産税の震災減免対象区域

地区	住所地番内の全部または一部区域が減免
境田町	1番～21番、23番、24番
川向町	1番～21番
中央町	1番～16番
八幡町	1番、2番、4番～12番
後楽町	1番、2番、4番、7番
北浜町	1番～14番
飯岡	第1地割、第2地割
長崎	一丁目～四丁目
山田	第1地割～第5地割、第9地割～第14地割
船越	第3地割～第16地割、第18地割～第23地割
織笠	第1地割～第3地割、第6地割～第9地割、第11地割～第14地割
大沢	第1地割～第3地割、第5地割～第13地割

固定資産税の震災特例措置 課税減免を行います

津波浸水区域における固定資産税の地方税法による課税免除の特例措置が平成26年度で終了したことに伴い、町では独自に27年度から29年度まで、課税免除と同じ割合で職権による減免を実施します。なお、課税となる

資産を所有する方には納税通知書を4月中旬に送付しますので、期限までの納付をお願いします。

▼納期限
 ・第1期…5月2日
 ・第2期…8月1日
 ・第3期…11月30日
 ・第4期…来年1月31日

■**固定資産税の縦覧**
 平成28年度の「土地・家屋等縦覧帳簿」の縦覧を行います。



この縦覧制度は、納税者が所有する固定資産（土地・家屋）の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧帳簿によりほかの固定資産の価格や面積などをご覧いただける制度です。ただし、所有者や課税内容は非公開です。

▼縦覧期間 4月1日～5月2日（土・日曜日、祝日は除く）

▼縦覧時間 午前8時半～午後5時15分

▼縦覧場所 町税務課

▼縦覧できる人 納税義務者、納税管理人、代理人など

※運転免許証や保険証など、本人の確認ができるものをお持ちください。代理人の場合は、委任状も必要です。

◆**問い合わせ** 町税務課 固定資産係（☎82-3111 内線113・114・118）へ。